

日本組織内 弁護士協会の紹介

【理事長】
坂本 英之 (54期)
Hideyuki Sakamoto



01 主な活動内容

日本組織内弁護士協会 (Japan In-House Lawyers Association) は、組織内弁護士及びその経験者によって2001年8月1日に創立された任意団体です。略称はJILA (ジャイラ) です。2022年9月30日現在で1987人の会員が所属しています。私はジブラルタ生命保険株式会社で企業内弁護士をしており、今年4月からJILAの理事長を務めています。

JILAは組織内弁護士の現状について調査研究を行うとともに、組織内弁護士の普及促進のための様々な活動を行うことにより、社会正義の実現と社会全体の利益の増進に寄与すること、及び会員相互の親睦を図ることを目的としています。具体的には、全会員向けに月例の研修を開催しているほか、業種別に分かれた10の部会でそれぞれ定例会を開催しています。また、各弁護士会との定期的な意見交換に加えて、組織内士業団体等の団体とも意見交換を行っています。このほか、関西支部、東海支部、九州支部及び中国四国支部を設置し、各支部での勉強会や、地方の弁護士会との交流も行っています。

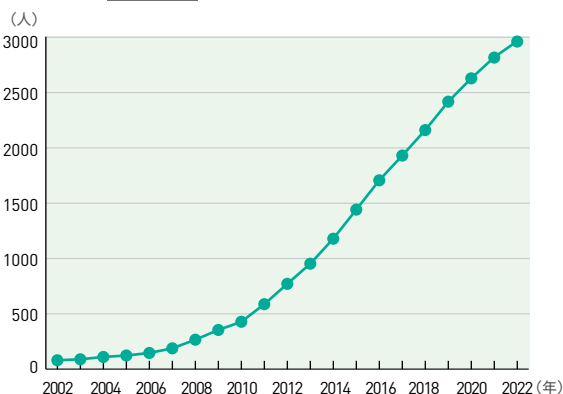
02 組織内弁護士について

組織内弁護士は企業内弁護士と公務員弁護士に分けられ、いずれも過去20年で大きく増加してきました。

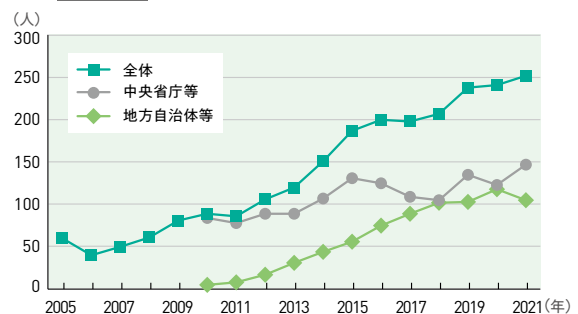
企業内弁護士は2002年には日本全体でわずか80人に過ぎませんでしたが、その後右肩上がりで増加し、2022年6月時点で2965人まで増加しました。企業内弁護士を採用している企業は1372社に上ります。法務部門強化の要請により企業で専門家のニーズが増していたところに、司法制度改革によって企業内に活躍の場を求める弁護士が増えたことで需給がマッチしたと考えられます。 **グラフ①**

また、2000年から2002年にかけて公務員の任期付任用制度が整備されたことにより、弁護士が国や地方公共団体の任期付公務員として働くことができるようになりました。開始間もない2005年には任期付公務員は60人でしたが、2021年には252人まで増加しました。内訳は中央省庁等が147人、地方自治体等が105人です。特に地方自治体等は2010年の5人から2021年の105人へと大幅に増加しました。これは2011年以降の地方自治に関する法改正によって地方自治体への権限移譲が進んだことにより、地


グラフ① 企業内弁護士数の推移



グラフ② 任期付公務員である弁護士の人数の推移



1.日弁連調べ(弁護士白書2010年版~2021年版)「第2編 2-3弁護士活動領域の拡がり」(3)「任期付公務員の状況」より。
2.上記表に反映されない、任期付公務員以外の行政機関の組織内弁護士として、形式上は非常勤であるが実質的には常勤で勤務する者(常勤的非常勤職員)が存在する(例:各省庁の政策調査員等)。

方自治体の業務が拡大し弁護士を採用するニーズが増えたことによるものと考えられます。 

03 企業内弁護士の業務

近年、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、社会的責任への意識の高まりなどによって企業の法務部門の強化が求められており、法務部門には、企業を法的リスクから守るガーディアン機能のほか、ビジネス推進をサポートするパートナー機能を果たすことが期待されています。企業はこのような役割を果たすために実務経験がある弁護士を即戦力として採用するケースが多いです。また、企業内弁護士は法務部門に加えてコンプライアンス、知的財産権、経営企画、ガバナンス、ロビーイングなどの業務も担当しています。

最近では、企業内弁護士は企業において、よりシニアな地位を占めるようになってきました。JILAのアンケートデータによれば、2013年には回答者のうち管理職の割合は40%でしたが、2022年には55%まで上昇しました。また、チーフ・リーガル・オフィサー（CLO）に就任する弁護士も徐々に増えています（ジェネラル・カウンセラーと呼ばれることもあります）。JILAのアンケートデータによれば、2013年には回答者のうちCLOは3%に過ぎませんでしたが、2022年には6%まで上昇しました。

また、企業内弁護士は女性比率が41.6%と高いのが特徴です。女性弁護士が法務部門でシニアな役割を担うことにより企業のダイバーシティの推進に貢献していると言えます。

04 公務員弁護士の業務

中央省庁等の公務員弁護士は、各省庁の配属部署において立法政策等に関わります。法律事務所又は民間企業で一定の経験を有する弁護士が各省庁に出向することで立法政策等に貢献するとともに、出向終了後は法律事務所等でその経験を生かしています。

地方自治体の公務員弁護士は、総務部門に配属され組織全体の法律問題への対応、訴訟における指定代理人としての活動などを行うことが多いです。また、最近では児童相談所、教育委員会、徴収部門等の事業部門で業務に当たる場合も増えています。

05 第二東京弁護士会とJILAの連携協定

第二東京弁護士会（二弁）に所属する企業内弁護士数も増加してきており、2022年7月時点で726人となり二弁全体の弁護士数6453人の約11.3%に相当します。このほかに中央省庁や地方自治体に所属の公務員弁護士もいます。このような二弁における組織内弁護士数の増加を受けて、従来から二弁とJILAは定期的に意見交換を行ってきており、2020年3月13日には連携協定を締結しました。この連携協定は、組織内弁護士がその所属する組織で働きやすくするとともに、二弁の構成員として活動をしやすくするための支援や環境整備を行うことを目的としたものです。これは、JILAが弁護士会と包括的な協力関係を結んだ最初の事例です（その後、2つの弁護士会との間で連携協定を締結しました。）。この連携協定に基づいて二弁で組織内弁護士向けの倫理研修を行っていただいたり、二弁とJILAでセミナーを共催したりしています。また、『二弁フロンティア』でインハウスレポートの連載枠をいただき、組織内弁護士の紹介を行っています。

また、この度、『二弁フロンティア』で私がJILAの紹介をする機会をいただきましたが、二弁の菅沼会長と中村副会長には、JILAの会報誌で二弁をご紹介いただく予定です。このほか、今年度から二弁の常議員にJILA正会員及び準会員3名が就任することとなり、主として組織内弁護士の観点から意見や質問をしております。

組織内弁護士の中には、就業時間中に委員会に参加することが困難である等の事情により、弁護士会活動に積極的に関与してこなかった弁護士もいると思いますが、組織内弁護士にも参加しやすい委員会を紹介することなどを通じて、二弁の活動により積極的に参加できるように取り組んでいきたいと考えています。

組織内弁護士は人数が増えてきたとはいえ、まだ弁護士の中では少数派です。二弁会員の中にも組織内弁護士と日常的に接する機会が多くない方もいると思います。上記のような取組みを通じて、二弁とJILAの交流と相互理解が更に深まっていけば幸いです。

